

## 道民意見提出手続の意見募集要領

令和4年（2022年）12月5日

- 1 計画等の案の名称  
第4期北海道自殺対策行動計画（素案）
- 2 参考資料の名称
  - (1) 第4期北海道自殺対策行動計画（素案）の概要
  - (2) 自殺対策基本法
  - (3) 自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法
  - (1) 北海道のホームページ（保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課ホームページ）への掲載（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/index.html>）
  - (2) 以下の場所での閲覧及び配付
    - ア 北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課（道庁6F）
    - イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター（道庁別館3F）
    - ウ 各総合振興局及び各振興局（石狩振興局を除く）の行政情報コーナー
    - エ 各保健行政室健康推進課及び各地域保健室健康推進課
- 4 意見等の募集期間  
令和4年（2022年）12月5日（月）～令和5年（2023年）1月4日（水）
- 5 意見等の提出方法及び提出先
  - (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課（精神保健医療係）
  - (2) ファクシミリ 011-232-4068
  - (3) 電子メール hofuku.shohuku1@pref.hokkaido.lg.jp※ 録音テープ、点字の活用等、他の方法による提出を希望される場合は事前にご相談ください。
- 6 意見募集結果の公表時期  
提出された意見については、意見に対する考え方と共に令和5年（2023年）2月下旬頃を目途に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。  
なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。
- 7 その他
  - (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
  - (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名（団体の名称）を記載してください。
  - (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
  - (4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
  - (5) 意見受付後、約3日（土曜・日曜日、休日を除く）以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。
  - (6) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報に記載された意見は公表しない場合があります。

問い合わせ先

保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神保健医療係  
電話： 011-231-4111（内線 25-736）